

○国家公安委員会告示第十一号

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（令和四年国家公安委員会規則第七号）の施行に伴い、並びに大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第四号）第七条第二項及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第十一条第二項の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）の一部を改正し、令和四年五月十三日から施行することとしたので、告示する。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第二条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十の二第二項並びに指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十二条の二第二項、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）第六条の二第二項、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第十条第二項、国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分に限る。）<u>、大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第四号）</u>第七条第二項及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）第十一条第二項の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、情報システム安全対策指針（平成九年国家公安委員会告示第九号）において定める管理者が講ずべき対策を実施することとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第二条 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十の二第二項並びに指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十二条の二第二項、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）第六条の二第二項、<u>運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）</u>第十条第二項及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分に限る。）<u>の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、情報システム安全対策指針（平成九年国家公安委員会告示第九号）</u>において定める管理者が講ずべき対策を実施することとする。</p>